

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第10号

令和8年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年1月30日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西 田 三 十 五

- 1 期 日 令和8年2月6日（金） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和8年2月6日

○現在議員12名で次のとおり

1番	稲	田	敏	昭
2番	押	木	孝	和
3番	櫻	井	道	明
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	小	高	良	則
8番	小	菅	耕	二
9番	今	井	定	男
10番	江	澤	眞	一
11番	岡	野	義	広
12番	齊	藤	一	郎

令和8年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和8年2月6日（金曜日）午後3時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第4号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第4号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の質疑、討論、採決
10. 一般質問
11. 閉会

○出席議員（11名）

1番	稲	田	敏	昭
2番	押	木	孝	和
3番	櫻	井	道	明
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
7番	小	高	良	則
8番	小	菅	耕	二
9番	今	井	定	男
10番	江	澤	眞	一
11番	岡	野	義	広
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員（1名）

6番	加	藤	弘
----	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西	田	三	十	五
副 管 理 者	北	村	新	司	
副 管 理 者	金	塚		学	
会 計 管 理 者	池	田	和	由	
消 防 長	平	山	雅	己	
次 長	前	橋	幸	雄	
次 長	戸	村	孝	伸	
参事兼総務課長	柏	崎		哲	
予 防 課 長	青	野	勝	美	
査 察 調 査 課 長	高	木		務	
警 防 課 長	岩	井	修	一	
救 急 課 長	白	鳥	良	男	
指 揮 指 令 課 長	川	口	友	己	
佐 倉 消 防 署 長	和	田	光	功	
志 津 消 防 署 長	齋	藤	眞	一	
八 街 消 防 署 長	木	村		茂	
酒 々 井 消 防 署 長	矢	島	茂	樹	

○議会議務局出席職員氏名

書	記	長	高	嶋	昌	治
書		記	田	中	直	樹
書		記	友	野	睦	美
書		記	高	島	秀	晃

◎開会及び開議の宣告

(午後3時30分)

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において、議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可しておりますので、ご報告をいたします。

ただいまの出席議員は11名で議員定数の半数以上に達しております。したがって、令和8年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会をいたします。

◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分について、また、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

消防長。

(消防長 平山雅己 登壇)

○消防長（平山雅己） 消防長の平山雅己でございます。お許しをいただきまして、令和7年中の災害活動状況につきまして、ご報告をさせていただきます。配付させていただいております行政報告資料の1ページをお開きください。はじめに、火災の概要についてでございますが、消防組合管内の出火件数は101件で、前年と比較して9件の減少となっております。なお、昨年発生した建物火災は41件であり、総出火件数の40.6%を占めることから、引き続き住宅用火災警報器の設置促進をはじめ、住宅防火対策の強化に取り組んでまいります。続きまして、2ページ上段の第2表をご覧ください。構成市町別の出火件数は、佐倉市が57件で10件の減少、八街市が29件で8件の減少、酒々井町が15件で9件の増加となっております。

構成市町における火災種別ごとの出火件数は第2の1表から第2の3表のとおりとなっております。続きまして、5ページの下段第7表をご覧ください。火災による死傷者の発生状況でございますが、昨年、組合管内においては幸いにも死者は発生しておりません。負傷者は、組合管内において9人発生しており、佐倉市が7人、八街市が2人、酒々井町が0人で、前年と比較して11人の減少となっております。続きまして6ページの7出火原因をご覧ください。出火原因別では、たき火が最も多く21件で、次いで電灯・電話等の配線が16件であることから、昨年、相次いで発生した大規模林野火災等を教訓に、たき火が原因となる林野火災等の発生防止対策を含め、火災予防に取り組んでまいります。

続きまして、救急業務の実施状況についてでございますが、8ページをご覧ください。救急出動件数につきましては、1万6,255件で、前年と比較すると56件増加しており、出動件数は令和4年から4年連続して最多を更新している状況でございます。構成市町別では、佐倉市が1万583件で132件の増加、八街市が4,354件で126件の減少、酒々井町が1,318件で50件の増加となっております。なお、搬送人員は1万3,883人となっております、こちらも最多を更新している状況となっております。救急需要については、今後も

新たな感染症の出現や高齢人口の増加等の要因により、増加することが予想されることから、救急業務の充実強化並びに救急自動車の適正利用について、あらゆる機会を通じて広報活動を実施してまいります。なお、9ページから12ページに構成市町別救急活動状況等を掲載してございますので、後ほどご高覧下さい。

続きまして13ページをご覧ください。救助業務の実施状況でございますが、昨年の救助出動件数は194件で、前年と比較して27件の減少でございました。続きまして14ページをご覧ください。事故種別ごとの救助活動状況は、建物等による事故が102件で最も多く、次いでその他が44件となっております。

続きまして15ページをご覧ください。各種災害活動の概要でございますが、救急支援出動は、1,813件であり、前年と比較すると56件減少しております。

続きまして16ページをご覧ください。第2表の緊急確認出動は346件、第3表の危険排除出動は98件、17ページの第4表、風水害出動は4件であり、構成市町別ごとの出動件数につきましては、各表のとおりでございます。

続きまして18ページをご覧ください。災害受信状況でございますが、ちば消防共同指令センターにおける災害受信、指令の状況について、消防組合管内の災害による119番通報等の受信件数は2万241件であり、そのうち救急が最も多く1万3,726件でございました。続きまして21ページをご覧ください。ちば消防共同指令センターにおいて、消防組合へ出動のため指令を送出した件数については、火災指令が214件、救急指令が1万4,560件、22ページの救助指令が230件、その他の指令が3,048件となっており、災害種別ごとの指令状況は、21、22ページの各表に掲載のとおりでございます。続きまして24ページをご覧ください。応援出動の状況でございますが、消防組合救急隊が他市へ応援出動した件数は236件で、その内、出動可能な救急隊が無い場合のゼロ隊事案は158件、救命に不可欠であると判断される救命事案は78件となっております。なお、隣接消防本部別の推移につきましては、第1表に掲載のとおりとなっております。25ページをご覧ください。受援出動の状況でございますが、消防組合管内に対する他市からの受援出動は158件で、ゼロ隊事案が84件、救命事案が74件となっております。構成市町別では、佐倉市に98件、八街市に43件、酒々井町に17件となっております。詳細は、25、26ページに掲載のとおりでございます。

以上で、令和7年中の災害活動状況について報告を終わりにさせていただきます。なお、引き続き、議員諸氏におかれましては、消防組合の行政運営にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号7番、小高良則議員、議席番号8番、小菅耕二議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 西田三十五 登壇）

○管理者（西田三十五） 本日、ここに令和8年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを心から感謝申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、緊急消防援助隊の活動及び国際緊急援助隊の活動に従事した職員に対する特殊勤務手当の支給について、所要の改正をするものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、火災予防条例（例）の一部が改正されたことを受け、本条例について所要の改正をするものでございます。

議案第3号 令和7年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,644万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,230万7,000円とするものでございます。歳入の内容といたしまして、財産収入及び繰入金を増額、組合債を減額し、歳出の内容としては、総務費を増額、消防費を減額するものでございます。

議案第4号 令和8年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,250万5,000円とするものでございます。前年度と比較して、1億3,890万2,000円の減、率として2.6%の減でございます。

以上、本定例会に提出いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をしますので、何卒、慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻井道明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 前橋幸雄 登壇）

○次長（前橋幸雄） 消防本部次長の前橋幸雄でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。1改正の要旨につきましては、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示が発令された区域その他の危険な区域を含む過酷な環境の下で救助活動等の危険を伴う業務に従事した緊急消防援助隊の活動及び海外における大規模災害に派遣される国際緊急援助隊の活動に従事した職員について、国家公務員、警察職員及び他の地方公共団体に属する職員との処遇面での均衡を図るため、消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊の活動及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助隊の活動に従事した職員に対する特殊勤務手当の支給について、所要の改正を行うものでございます。2改正の内容につきましては、別表第3に緊急消防援助隊手当及び国際緊急援助隊手当を加えるものでございます。3施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。以上で議案第1号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。1改正の要旨につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和7年11月12日に公布されたことに伴い、火災予防条例（例）の一部が改正されたことを受け、本条例について同様の改正を行うものでございます。2改正の内容につきましては、（1）第7条の2関係は、対象火気設備等の種類に追加された簡易サウナ設備について定義し、離隔距離等に関する規定について加えるものでございます。（2）第7条の3関係は、現行のサウナ設備を一般サウナ設備に改めるものでございます。（3）第29条の7関係は、住宅における火災の予防を推進するための施策として新たに感震ブレーカーを加えるものでございます。（4）第44条関係は、火を使用する設備等の設置の届出等に関する規定中に、第6号の2として新たに簡易サウナ設備を加え、第7号のサウナ設備を一般サウナ設備に改めるものでございます。3施行期日につきましては、令和8年3月31日でございます。以上で議案第2号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第3号 令和7年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございます。補正予算書の1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,644万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億7,230万7,000円といたそうとするものでございます。次に、第2条地方債の補正につきましては、3ページに進んでいただき、第2表地方債補

正は、消防車両3台、ドローン及び災害時オペレーションシステム、消防救急デジタル無線機更新事業、消防救急無線再整備事業負担金、ちば消防共同指令センター全体更新負担金で、いずれも事業費確定に伴う組合債の減額でございます。次に、歳入歳出補正額の内訳につきましては、6ページ以降の事項別明細書によりご説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。はじめに2歳入でございますが、5款1項1目利子及び配当金の56万5,000円は、財政調整基金預金利子でございます。7款1項1目財政調整基金繰入金は、歳出予算の一般財源不足分につきまして、財政調整基金を充当するもので、2,798万7,000円の増額でございます。10款1項1目組合債は、消防車両3台、ドローン及び災害時オペレーションシステム、消防救急デジタル無線機更新事業、消防救急無線再整備事業負担金、ちば消防共同指令センター全体更新負担金の事業費確定に伴う6,500万円の減額でございます。続きまして、9ページにお進みください。3歳出でございますが、2款1項1目一般管理費は、56万5,000円の増額で、財政調整基金積立金でございます。3款1項1目常備消防費は、3,701万3,000円の減額で、内訳といたしまして、2節給料は、1,605万5,000円の増額でございます。3節職員手当等は、280万8,000円の減額でございます。10節需用費は、550万円の増額でございます。17節備品購入費は、消防車両3台、ドローン及び災害時オペレーションシステム、高度救命処置用資機材、消防救急デジタル無線機更新事業の事業費確定に伴う5,356万6,000円の減額でございます。18節負担金、補助及び交付金は、消防救急無線再整備事業負担金、ちば消防共同指令センター全体更新負担金の事業費確定に伴う219万4,000円の減額でございます。以上、歳入歳出合計、補正前の額53億875万5,000円、補正額3,644万8,000円の減額、補正後の額52億7,230万7,000円でございます。10ページ以降の給与費明細書及び地方債に関する調書につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。以上で議案第3号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第4号 令和8年度佐倉市八街市酒々井町消防組一般会計予算についてでございます。予算書1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億5,250万5,000円といたそうとするものでございます。第2条の地方債につきましては、4ページをご覧ください。第2表地方債、消防車両等整備事業といたしまして、限度額で2億3,850万円、内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書によりご説明をさせていただきます。それでは7ページをご覧ください。はじめに、2歳入といたしまして、1款1項1目常備消防費分担金、本年度予算額44億9,688万2,000円で、前年度と比較し8,881万1,000円の増額で、構成市町ごとの分担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。1款1項2目長期債償還分担金、本年度予算額3億4,689万円で、前年度と比較し3,051万円の増額、組合債償還に伴う構成市町分担金でございます。なお、構成市町ごとの分担金につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。2款1項1目手数料、本年度予算額200万円で、前年度と同額でございます。3款1項1目国庫補助金、本年度予算額1,481万8,000円で、八街消防署配置の災害対応特殊救急自動車の更新に伴う消防防災体制等整備費補助金でございます。8ページにお進みください。5款2項1目物品売払収入、本年度予算額105万円で、前年度と比較し50万円の増額、内容は令和7年度更新車両3台分の売払いでございます。7款1項1目財政調整基金繰入金、本年度予算額3,000万円で、前年度

と比較し 2,000 万円の増額でございます。9 ページにお進みください。9 款 2 項 1 目雑入、本年度予算額 2,236 万円で、前年度と比較し 936 万円の増額でございます。10 款 1 項 1 目組合債、本年度予算額 2 億 3,850 万円で、前年度と比較し 3 億 290 万円の減額でございます。内容は、第 2 表地方債でご説明をさせていただいた消防車両等整備事業で、消防車両 4 台、消防救急無線再整備事業負担金、ちば消防共同指令センター全体更新負担金でございます。10 ページにお進みください。3 歳出でございますが、1 款 1 項 1 目議会費、本年度予算額 197 万円で、前年度と比較し 83 万 4,000 円の増額でございます。2 款 1 項 1 目一般管理費、本年度予算額 259 万 1,000 円で、前年度と比較し 4 万 5,000 円の増額でございます。2 款 2 項 1 目監査委員費、本年度予算額 12 万 1,000 円で、前年度と同額でございます。3 款 1 項 1 目常備消防費につきましては、別冊の令和 8 年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算案資料によりご説明をさせていただきます。それでは予算案資料の 3 ページをご覧ください。2 歳出予算性質別状況右欄の常備消防費の欄をご覧ください。はじめに人件費は、本年度予算額 40 億 8,166 万 7,000 円、前年度と比較し 5,136 万円、1.3%の増でございます。次に、物件費は、本年度予算額 4 億 1,482 万 3,000 円、前年度と比較し 5,318 万 6,000 円、11.4%の減でございます。次に、維持補修費は、本年度予算額 1,220 万円、前年度と比較し 20 万円、1.7%の増でございます。次に、補助費は、本年度予算額 1 億 7,018 万 9,000 円、前年度と比較し 1 億 8,861 万 9,000 円、52.6%の減でございます。次に、消防車両等整備事業の普通建設事業費は、本年度予算額 1 億 2,005 万 4,000 円、前年度と比較し 1,995 万 4,000 円、19.9%の増で、消防車両 4 台の更新でございます。以上、常備消防費、本年度予算額 47 億 9,893 万 3,000 円、前年度と比較し 1 億 7,029 万 1,000 円、3.4%の減でございます。次に常備消防費の令和 8 年度の主な事業につきまして、5 ページをご覧ください。5 の主要事業の概要、はじめに普通建設事業費関係で、上から 2 行目、佐倉消防署配置の資機材搬送車及びボートトレーラーの更新で、事業費は 5,442 万 8,000 円でございます。次に、八街消防署配置の災害対応特殊救急自動車の更新で、事業費は 2,681 万 8,000 円でございます。次に、佐倉消防署配置の高規格救急自動車の更新、事業費は 2,681 万 8,000 円でございます。次に、佐倉消防署配置の指揮車の更新、事業費は 1,199 万円でございます。次は、物件費関係で、1 行目にお戻りください。佐倉消防署配置の屈折はしご付消防自動車分解整備で、事業費は、3,530 万円でございます。次に、6、7 行目をご覧ください。佐倉消防署の高度救命処置用資機材の更新で、事業費は 1,600 万 1,000 円でございます。八街消防署の高度救命処置用資機材の更新は、事業費 1,521 万 2,000 円でございます。次に、補助費関係の入校及び研修負担金は、消防大学校、千葉県消防学校等の入校経費で、59 人 1,283 万 8,000 円でございます。6 ページに進んでいただきまして、下から 3 行目、ちば消防共同指令センター全体更新負担金は、当消防組合負担額として、4,574 万 6,000 円でございます。次に、消防救急無線再整備事業負担金は、当消防組合負担額として、5,575 万 8,000 円でございます。

以上が令和 8 年度の主な事業でございます。なお、予算書の 16 ページ以降に給与費明細書、債務負担行為及び地方債に関する調書、その他予算案資料の 7 ページ以降の長期債償還内訳につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第3号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第4号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。以上を持ちまして、本会議に付議されました案件は終了いたしました。

◎一般質問

○議長（櫻井道明） 日程第4、一般質問を行います。

議席番号2番、押木孝和議員の質問を許します。

押木孝和議員。

（議席番号2番 押木孝和 登壇）

○2番（押木孝和） 議席番号2番、押木孝和でございます。はじめに佐倉市、八街市、酒々井町の安全安心を守るため、昼夜を絶たず献身的に職務にあたられている消防職員の皆さまに、心から敬意と感謝を

申し上げます。また近年は激甚化、頻発化する自然災害の対応に加え、救急出動の増加や複雑高度化する災害対応など、消防を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。そのような中であっても、常に住民の命と暮らしを最優先に行動されている皆さんのご努力に改めて深く感謝を申し上げます。

それでは通告に従い、一般質問をさせていただきます。これまで当消防組合議会におきまして、持続可能な組織運営について、また、組合における消防や救急救命の現状と課題について、また、組織力と災害対応力の充実強化についてなどの質問をさせていただきました。特に消防体制の充実強化の観点から、消防署指揮隊の整備状況、老朽化が進む消防署庁舎、とりわけ志津消防署の建替えの必要性などについて、継続して質問を行ってまいりました。これらは、災害現場における指揮統制機能の強化、そして消防職員が安全かつ迅速に活動できる環境整備という点で、極めて重要な課題であると認識をしております。

そこで今日は、これまでの議論を踏まえまして、消防署指揮隊の現在の整備状況と今後の進捗、そして、志津消防署建替事業の最新の進捗状況と今後の見通しについて、順次お伺いをしてまいります。

はじめに、消防署指揮隊の構築状況についてお伺いをいたします。近年、気候変動の影響等により、台風、集中豪雨、線状降水帯による風水害、林野火災や大規模火災、そして複数事案の同時発生や救急需要の増大など、消防を取り巻く環境は、量的にも質的にも、かつてないほど厳しさを増しております。

こうした状況下において、災害現場での確かつ迅速な意思決定を行い、部隊運用の成否を左右する中核的な存在が指揮隊であり、その体制整備、機能強化は、単なる組織論にとどまらず、住民の生命、身体、財産を守る消防力の根幹に関わる極めて重要な課題であると考えております。特に、広域消防を担う本消防組合におきましては、管内の地理的特性や人口規模、都市部と農村部が混在する地域性を踏まえた複数方面での迅速な指揮体制の確立が、今後ますます求められるものと考えております。こうした問題意識のもと、令和6年12月議会において、消防署指揮隊の構築状況について質問をさせていただいたところ、指揮隊要員として20名を増員するため、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例を改正し、令和5年4月から消防吏員の定数を415名としたものの、近年の大量退職等の影響により職員の実数が定員を大きく下回っている状況にあり、その結果、指揮隊構築に向けた準備委員会の設置には至っていない旨のご答弁がございました。また、今後については人員確保を前提としつつ、消防力整備実施計画に基づく消防署所の整備や、消防車両の更新、整備と併せて、引き続き計画の推進に努めていくとの認識が示されたところであります。そこで改めて、消防署指揮隊の構築という重要課題が、現在どの段階にあり、どこまで具体的に進展しているのかを明確にする観点から、消防署指揮隊の構築に向けた進捗状況についてお伺いいたします。令和6年12月議会以降、消防署指揮隊の構築に向け、まず、指揮隊構築の前提となる職員実数について、現在の消防職員数は定数415名に対し実数としてどの程度の充足率となっているのか。また、人員確保の状況や採用、育成に関する取り組みはどのように行っているのか、加えまして、人員確保の見通しを踏まえ、いつ頃を目安に指揮隊編成の具体的検討や準備委員会の設置に着手できると考えているのか。現時点で想定している時期や段階的な目安があれば、併せてお示しいただきたいと思います。指揮隊の整備は、一朝一夕に成し得るものではありませんけれども、だからこそ、今できる準備、今整理すべき課題を着実に積み重ねていくことが重要であると考えております。本消防組合において、将来の災害対応

力を見据えた指揮体制の強化が、計画的かつ着実に前進することを期待し、現時点における具体的な進捗状況についてのご答弁をお願いしたいと思います。

次に、志津消防署建替計画の最新の進捗状況と今後の見通しについて、改めてお伺いをいたします。総務省消防庁が定める消防力の整備指針に基づく実態調査におきまして、志津地区の市街地は、長年にわたり消防署数が基準を満たしていない状態が継続していることが明らかになっております。この点につきまして、私自身、令和6年2月議会をはじめ複数回にわたって指摘をさせていただいており、これまでの答弁におきましても、約7,000平方メートルの移転候補地が提示され、消防組合からも移転先用地として適当であるとの評価をされていること、新庁舎には、個室仮眠室、女性職員施設、救急消毒室に加え、訓練施設や防災拠点機能を整備する方向で検討を進めているとのこと、また、消防力整備実施計画に基づき、老朽化対策及び勤務環境の整備を進めていくことも示されておりました。一方で、現場で勤務されている職員の皆さまは、老朽化した庁舎、十分とは言えないこういった執務環境の中で、日々市民の命を守るために献身的に職務に当たっておられます。計画が進んでいることは理解するものの、いつ、どこまで進んでいるのかが見えにくい状況が続けば、職員の士気や不安にも影響しかねません。そこで、移転、建替計画の進捗状況についてお伺いをいたします。志津消防署の移転、建替えにつきまして、移転用地の確保に向けた現在の進捗状況及び消防組合と佐倉市との間でどの段階まで協議が進んでいるのかをお伺いいたします。

次に、現庁舎における応急的整備の進捗及び職員への説明について伺います。令和6年6月の佐倉市議会において、現志津消防署について、市長であります西田管理者から応急的に建物を建て増して対応してまいりたい、できる限り一日も早く進めるとの力強い答弁をいただいております。

また、消防長からも令和6年12月議会において、令和6年4月現在の消防組合消防力整備実施計画において、志津消防署の老朽化対策及び勤務環境の整備、訓練体制の強化として計画しており、消防力整備実施計画に基づき、引き続き計画の推進に努めていく旨のご答弁をいただいております。これを受けて、現在の志津消防署において、応急的な施設整備や環境改善について、どのような検討、対応がなされているのか、また、既に実施した、あるいは今後実施予定の具体的な改善内容があればお示しいただきたいと思っております。また、建替えまで一定の期間を要する中で、現場で勤務される職員の皆さまに対し、計画の進捗状況や今後の見通しについて、どのように説明し、理解を得ているのか、また、勤務環境への不安や精神的負担を軽減するためのフォローや配慮について、どのように取り組んでいるかも併せてお伺いをいたします。以降の質問は、自席にて行わせていただきます。

○議長（櫻井道明） 消防長。

（消防長 平山雅己 登壇）

○消防長（平山雅己） 消防長の平山雅己でございます。押木孝和議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、1点目の消防署指揮隊構築に向けた進捗状況についてでございますが、指揮隊構築の前提となる職員実数については、条例定数415名に対して、近年の大量退職等の影響により職員実数は404名で、条例定数を大きく下回っている状況でございます。これらのことから、令和8年度は15名の新規採用を予

定しており、今後も人員確保に努めてまいります。

また、消防署指揮隊の構築に向けて、令和7年8月から、志津消防署及び八街消防署において、方面指揮隊を編成して試行運用を開始いたしました。それぞれ職員が指揮隊業務の十分な役割が果たせるよう、運用習熟訓練を継続的に実施することにより、方面指揮隊の運用に係る諸課題を抽出し、消防組合に最適な運用方法の確立を進めてまいります。

続きまして、2点目の志津消防署建替計画の最新の進捗状況と今後の見通しについてでございますが、最新の進捗状況について、佐倉市危機管理部に確認したところ、早期の移転用地の確保及び用地取得に向け、佐倉市関係部局と調整を行い、土地所有者と協議中であると伺っております。消防組合といたしましては、消防力整備実施計画において、志津消防署の老朽化対策及び勤務環境の整備として計画しており、消防力整備実施計画に基づき引き続き構成市町と調整を図り、移転計画の実現を目指し努力をしております。

なお、現施設での応急的な整備につきましては、緊急性のある場合を除き、今後の志津消防署の建替え時期並びに構成市町の財政面等を勘案し、引き続き検討を継続してまいります。最後に、職員に対するフォローや配慮につきましては、産業医の職場巡視による労働環境、衛生面の改善を実施しております。なお、重要案件や決定事項等は、所属長会議等において周知徹底を図っております。以上でございます。

○議長（櫻井道明） 押木孝和議員。

○2番（押木孝和） ご答弁大変にありがとうございました。ただいまのご答弁を踏まえまして、再質問をさせていただきます。

まず、消防署指揮隊の構築に向けた進捗についてであります。職員数につきましては、定数415名に対し実数404名ということで、充足率は約97%という現状であり、令和8年度には15名の採用を予定されているとのご答弁でございました。また、令和7年8月から志津消防署及び八街消防署において、方面指揮隊を編成し、試行運用を開始したとのことで、これは指揮体制強化に向けた重要な一歩であると評価をさせていただきます。そこでお伺いをいたしますが、準備委員会についてですが、職員実数の不足等によって準備委員会の設置が困難な状況であっても、指揮隊構築は中長期的に避けて通れない課題であると考えます。そこで、既存の会議体や部内検討会、警防関係会議等を活用した段階的、部分的な検討、指揮隊の役割整理や他消防本部の事例研究、運用面での課題抽出など、将来の構築を見据えた準備的な取り組みを現時点で行っているのか、また、今後行っていく考えがあるかについて、見解をお伺いいたします。また、ご答弁にありました方面指揮隊の試行運用について、試行期間はどの程度を想定されておられるのでしょうか。方面指揮隊の試行運用を、将来的な消防署指揮隊の正式編成へいつ頃を目安にどのように段階的につなげていく考えなのか、併せてお伺いをいたします。

次に、志津消防署の移転、建替えについてであります。現在、佐倉市において、土地所有者及び関係部局との調整を重ねているとのご答弁がありましたけれども、また、消防組合としては消防力整備実施計画に基づき、構成市町と調整を図りながら検討を進めるとの答弁でありましたけれども、志津消防署の建替えが、こういった計画上の検討段階から事業化の段階へ移行するためには、どのような条件や判断が必要

になるのかをお伺いしたいと思います。消防署指揮隊の構築、そして志津消防署の建替えは、いずれも本消防組合の将来の災害対応力を左右する重要な取り組みだと思っております。こういった計画を検討にとどめるのではなく、いつ、何を判断するのかを明確にしながら、一步ずつ前進していただくことを強く要望させていただき、再質問とさせていただきます。

○議長（櫻井道明） 指揮指令課長。

（指揮指令課長 川口友己 登壇）

○指揮指令課長（川口友己） 指揮指令課長の川口友己でございます。方面指揮隊の構築に向けた準備委員会等の状況について、お答えさせていただきます。

令和7年8月から、指揮隊が所属する指揮指令課が主体となり、志津消防署及び八街消防署において、平日の午前9時から午後4時に方面指揮隊を編成し、試行運用を開始いたしました。隊の編成につきましては、現在配置されている人員による対応とし、当該消防署の副署長及び指揮指令課員の2名で実施しております。また、試行運用期間の令和7年11月に機能検討会を開催いたしました。消防本部の総務課、警防課、指揮指令課の課長補佐、指揮隊長、指揮副隊長、各消防署の副署長が参加をいたしております。この会議の中では、方面指揮隊運用上の諸課題について、抽出された問題等の検討や他の消防本部の指揮隊運用状況を参考とするため意見照会等を行い、得られた情報の共有をしております。今後は、隔日勤務での実施も視野に入れ、より具体的な試行運用を継続してまいります。さらに、機能検討会等を継続実施し、消防組合の実情に応じた方面指揮隊のあり方について、引き続き研究を重ねてまいります。以上となります。

○議長（櫻井道明） 消防長。

（消防長 平山雅己 登壇）

○消防長（平山雅己） 消防長の平山雅己でございます。押木孝和議員の再質問にお答えをいたします。

志津消防署の移転、建替えにつきましては、移転用地の確保が前提条件であり、移転先用地が確定後に具体的な構想、設計等を敷地に照らし合わせて計画していく必要があるものと認識をしております。引き続き構成市町との調整を図った上で、消防組合といたしましては消防力整備実施計画にも示しておりますとおり、志津消防署移転計画の実現を目指してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井道明） 押木孝和議員。

○2番（押木孝和） ありがとうございました。それでは最後に西田管理者にお伺いしたいと思います。これまでの答弁によりまして、消防署指揮隊の構築につきましては、方面指揮隊の試行運用を開始し、段階的に検証を進めていくこと、また、志津消防署の建替えにつきましては、佐倉市において移転用地の確保に向けた調整を継続していることが示されました。しかしながら、いずれの課題も、検討を進める、調整を重ねるといった段階にとどまっており、いつ、誰が、どの段階で判断を下すのかという点が、依然として明確になっていないというふうに私自身、受け止めております。そこで、方面指揮隊の試行運用や用地調整が進む中で、管理者として、いつ頃を目安にこれらの課題を検討から実行、事業化へ判断するお考えなのか。将来を見据えた消防体制整備に対する管理者の決意と併せて、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井道明） 管理者。

（管理者 西田三十五 登壇）

○管理者（西田三十五） 押木議員のご質問にお答えいたします。

志津消防署の建替えにつきましては、消防長が答えたとおり早期に移転用地の確保及び用地取得が実現するよう、土地所有者との協議を継続してまいります。議員のご指摘のとおり、応えられるように、私も管理者として一生懸命努力してまいりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。必ずや皆さま方に良い報告ができるように努力してまいります。また、市民、町民の安全安心のため、消防組合の消防力の強化をはじめ、人員確保及び人材の育成に努め、消防組織体制の更なる充実の強化を目指してまいります。よろしくお願いいたします。私から以上でございます。

○議長（櫻井道明） これにて、議席番号2番押木孝和議員の一般質問を終結いたします。続きまして、議席番号7番、小高良則議員の質問を許します。

小高良則議員。

（議席番号7番 小高良則 登壇）

○7番（小高良則） 議席番号7番小高良則でございます。通告に従い質問に入る前に、消防組合におきましては、日頃より市民、町民の災害対応、また、救助対応、防災対応、様々なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

質問は一点でございました。消防組合の財政調整基金について、かねてより不安視していたところでございます。その点をお伺いいたします。先ほどの令和8年度予算の中では3千万円の財政調整基金繰入金が生計上されておりましたが、消防組合の現状の財政調整基金では、大規模災害が発生した場合、迅速な対応が可能であるとは考えにくいと私は考えております。財政調整基金は一般的に予算規模の10%が妥当と考えるところであります。大規模災害が発生した場合は構成市町も大変混乱することが予想され、また構成市町の財政状況も厳しいものが現状あります。短期早急には対応が非常に厳しくなると考えております。よって消防組合の財政調整基金を、徐々に相応な水準まで引き上げることが望ましいと考えますが、いかにかお伺いいたします。

○議長（櫻井道明） 消防長。

（消防長 平山雅己 登壇）

○消防長（平山雅己） 消防長の平山雅己でございます。小高良則議員の質問にお答えいたします。

一般的に市町村の財政調整基金の水準は、標準財政規模の10%から20%相当を目安とされているところであり、消防組合としての残高水準としては、一般会計予算規模の10%程度との認識でございます。このことを踏まえ、議員ご指摘のとおり、消防組合の財政調整基金は低めに推移している状況でございます。消防組合といたしましては、税収や交付税等の収入がなく、歳入の多くを構成市町からの分担金が占めており、今後も消防機関として大規模災害の発生など不測の事態に対処し、市民、町民の安全安心を確保するための備えとして、構成市町財務部局と十分な調整を行い、財政調整基金のあり方について検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（櫻井道明） 小高良則議員。

○7番（小高良則） それでは、自席から一言申し上げさせていただきます。2市1町の人命を守る、やはり要だと思っております。財源がない中では、救命活動も非常に厳しさを増す場面が大規模災害時は想定がされるわけです。ぜひともここにいる執行部また管理者におきましては、また議会もそうですけど、真摯にとらえていただきまして、ぜひとも好転するようお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井道明） これにて、議席番号7番小高良則議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和8年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

(午後4時43分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 櫻 井 道 明

署名議員 小 高 良 則

署名議員 小 菅 耕 二